

第6章 監査の結果及び意見（個別事業）

第1．総合戦略における事業

1．待機児童解消等加速化事業

1．事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部　こども政策課

（2）事業の目的

待機児童解消の実現に向けて、保育所の設立等に係る経費を補助することにより、必要な保育定員を確保することが目的である。

（3）事業の内容

保育所等を設立しようとする事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。令和2年度は、二つの事業者に対して補助金の交付を行い、結果として合計150名の保育定員数を確保した。

2．那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1　子育てが楽しくなるまち「なは」　1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3．那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21　すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4．関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5．事業実施期間

平成26年度からの継続事業

6．事業の実施形態

本事業は、保育所等を設立しようとする事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。

財源は、主に、国庫支出金（保育所等整備交付金）、県支出金（沖縄県待機児童解消支援交付金）及び市の一般財源である。

建築費の負担割合は、国：3/4、市町村：1/8、事業者：1/8 となる。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	218,346	363,189	48,004
国庫支出金	169,757	305,679	42,666
県支出金	21,217	38,209	3,998
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	25,372	11,901	1,340
その他	2,000	7,400	—
予算執行額	170,212	261,468	—
予算執行率	78.0%	72.2%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	3,738	事業専任職員に係る人件費
職員手当等	607	事業専任職員に係る人件費
共済費	702	事業専任職員に係る人件費
旅費	100	
使用料及び賃借料	12	
負担金、補助金及び 交付金	256,307	補助金の交付

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
施設整備による保育定員数の確保	150 人	150 人

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、補助実施による保育定員数の確保となっている。当該成果指標の内容は、待機児童の解消を目的として実施する本事業の成果指標として一定の合理性が認められる。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

8.に記載のとおり、令和2年度において、当初予定通り2園の本体工事を完了させることで、定員数150人の増加を実現した。

なお、令和2年度の予算執行率が72.2%に留まった理由であるが、整備中の2園ともに、外構工事の遅延が生じたために、工事請負業者への支払が遅れたことが要因であり、やむを得ない。

② 改善 (A)

令和2年度まで本事業を実施した結果、平成28年度時点で559人であった待機児童数は、令和3年4月1日現在の待機児童数は37人と着実に減少している。

この結果を受けて、市は保育所新設というハード面の整備についてはいったん事業実施を先送りすることとし、令和3年度の待機児童解消等加速化事業では、新たな保育所の新設に対する補助金交付決定は行わないこととした。

このように、過年度の事業実施の成果を受けて、次年度以降の事業内容や予算額を決定しており、適切な改善活動が実施されていた。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省）」、「沖縄県待機児童解消支援交付金交付要綱」、「那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

<意見①>別事業の費用が混入されている

次に、人件費についてであるが、予算積算資料（歳出予算内示書）においては本事業専任職員2名分の人件費が予算計上されていた。

しかしながら、当該職員が令和2年度に実施した業務内容について質問したところ、本事業以外の業務も実施しているとのことであった。

事業規模を適切に測定するには、事業毎の予算額を適切に見積り、事業毎の予算執行額を

適切に集計する必要があるが、現状、本事業の予算積算額及び予算執行額のうち、一部の人件費部分については他事業に関する予算額となっており、適切ではない。

したがって、本事業に係る人件費相当額のみを本事業の予算として積算する必要がある。また、人件費に係る予算執行額についても、適切な基準（日数や時間数）により本事業に按分することで、本事業に係る人件費相当額を予算執行額として集計すべきである。

② 予算の執行

補助金の交付については、9.（4）を参照のこと。

（4）補助金

① 交付目的

1.（2）に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手續

那覇市保育所等整備事業補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、概算払に係る精算報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期

建設工事の出来高に基づき補助金を概算払いしているが、適切な手続きを経て概算払が行われており、交付時期に問題は無い。

④ 事業実施後の実績報告

那覇市保育所等整備事業補助金に係る概算払に係る精算報告書、補助対象経費に係る領収書等及び市の検査調書（出来高に係る検査調書）を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

⑤ 効果測定

9.（2）①に記載のとおり。

2. 老朽化保育所増改築等事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

老朽化した保育園の建替えをすることにより、施設を利用する児童の安全確保並びに保育の質の向上を図る。

(3) 事業の内容

主に旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）で建築され、老朽化している私立保育園を建替えるため、私立認可保育園を運営する事業者（社会福祉法人等）に補助金を交付する。

令和 2 年度は 2 園に対して補助金の交付を決定している。また、令和元年度から工期が延長していた 1 園について、令和 2 年度に工事が完了した。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

不明

6. 事業の実施形態

本事業は、老朽化している私立保育園を建替えようとする事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。

財源は国庫支出金（保育所等整備交付金）、県支出金（社会福祉施設整備事業債）及び市の一般財源である。

建築費の負担割合は、国：3/4、市町村：1/8、事業者：1/8 となる。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	344,450	45,444	430,738
国庫支出金	304,462	38,947	369,197
県支出金	376	78	792
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	39,612	6,419	11,649
その他	—	—	49,100
予算執行額	305,054	5	—
予算執行率	88.6%	0.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
使用料及び賃借料	5	

8. 事業の成果指標

(目標)

令和元年度から工期が延長した1園について、建替えを完了させ、定員133人の安全を確保する。

(実績)

予定していた1園の整備が完了し、定員133人の安全確保ができた。

※令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランより

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、建替え施設数となっている。本事業の目的は、老朽化施設の建替えにより児童の安全確保並びに保育の質の向上を図ることであるため、成果指標の内容は合理性が認められる。

（２）PDCA サイクル

① 効果検証（C）

８．に記載のとおり、令和２年度において、当初予定通り１園の工事を完了させており、効果が適切に測定されている。

なお、令和２年度の予算執行率は 0.0%となっている理由であるが、令和２年度から整備を開始している２園について、いずれも建設工事に遅れが生じたために補助金給付が行われなかったものであり、やむを得ない。（１園はコロナウイルスの影響等により設計業務に時間を要した。もう１園は建築確認の認可に時間を要した。）

② 改善（A）

８．に記載のとおり、令和２年度において、当初予定通り１園の工事を完了させている。

また、旧耐震基準のまま運営している保育園は将来的に本事業の補助対象になる可能性があるが、市では、保育施設のうち旧耐震基準の建物を把握しており、将来の本事業の適切な実施に備えている。

以上より、特段指摘すべき点は発見されなかった。

（３）予算の積算・執行

① 予算の積算

事業者に対する補助金の積算額について、「保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省）」、「沖縄県待機児童解消支援交付金交付要綱」、「那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱」に基づき適切に算定されているかどうかを確認したところ、以下の問題点が発見された。

<意見①>補助金交付申請書について

令和２年度に予算計上された２園のうち、１園から提出された補助金交付申請書添付資料において補助対象経費として開業準備費が 3,000 千円記載されていたが、開業準備費について業者から見積書を入手していなかった。

この点、担当課によれば、開業準備費 3,000 千円を補助対象経費から除いたとしても、「補助金基準額<補助対象経費額」となり、結果的に予算積算額には影響を与えないことから、補助金予算積算にあたっては、開設準備費 3,000 千円を補助対象経費から除いて補助額を算定していたとのことである。

そうであるならば、補助事業者から提出される補助金交付申請書添付資料において開業準備費 3,000 千円を記載すべきではなかった。補助金交付申請書添付資料に記載する補助対象経費については、合理的な根拠のある数値のみを記載すべきである。

② 予算の執行

令和２年度の予算執行率は 0.0%となっているが、９．（２）①に記載したとおり、やむを

得ない理由による建設工事の遅れが原因である。特段指摘すべき点は発見されなかった。

(4) 補助金

① 交付目的

1.(2)に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

補助金の交付対象施設の選定方法であるが、公募により建替えを希望する保育施設を募集し、その後、市において、保育施設側が外部委託により実施した建物の老朽度調査の結果や建替計画の内容、市職員による現場視察結果等を総合的に勘案し、補助金給付対象事業者を決定している。

また、那覇市保育保等整備事業等補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書を閲覧したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期

令和2年度は補助金の交付が無かった。

④ 事業実施後の実績報告

令和2年度は補助金の交付が無かった

⑤ 効果測定

9.(2)に記載のとおり。

3. 潜在保育士復職支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

潜在保育士等の市内保育所等への就労を促進することで、保育士不足と待機児童の解消を図る。

(3) 事業の内容

潜在保育士等を対象とした以下の事業を実施する。

① 保育士保育料軽減事業

未就学児のいる潜在保育士が復職する場合に保育料の一部を給付する。

上限額：保育料の 1/4 として月 13,250 円

② 働き方改革支援事業

短時間勤務の保育士等を正規雇用する制度がある、または、交付申請を行う年度内に同様の制度を導入する予定がある保育所等の事業者に対し、交付要綱所定の要件すべてに該当する潜在保育士を雇用した場合に補助金を交付する。

上限額：補助対象施設あたり年額 100,000 円

③ 市内保育所等の見学ツアー事業

保育士不足により児童の受け入れに影響が生じる保育施設を対象に、潜在保育士等を募り施設を見学するバスツアーを実施する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1 結婚・妊娠・出産・子育てから就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

令和元年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

一般財源（一部、那覇市ふるさとづくり基金からの繰り入れ）により実施する補助事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

（1） 予算額及び執行額

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	（参考） 令和3年度
予算額	5,626	1,250	4,085
国庫支出金	－	－	－
県支出金	－	－	－
うち、ソフト交付金	－	－	－
一般財源	5,626	－	4,085
その他	－	1,250	－
予算執行額	640	317	－
予算執行率	11.4%	25.4%	－

（2） 令和2年度予算執行額の内訳

（単位：千円）

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	317	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
特になし	－	－

※那覇市総合計画上は、関連施策の目標数値として「待機児童数0人」を掲げる。

※令和2年度における保育士保育料軽減事業の交付件数は10人（児童）である。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

＜意見①＞成果指標が設定されていない

本事業における成果指標は設定されていない。

一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

上記9.(1)のとおり、成果指標が設定されていないことから適切な効果検証がされているとは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

② 改善 (A)

＜意見②＞事業立案方法について

本事業の執行率は令和元年度11.4%、令和2年度25.4%と非常に低い水準である。執行率が低い要因について、現場レベルでは「処遇環境に対する不満が理由で離職した保育士に対して、本事業の保育料軽減などは復職を促すインセンティブとしては必ずしも十分ではない」という認識である。

これは、そもそも事業自体が、潜在保育士が勤務しない原因（課題・ニーズ）を把握し、優先順位をつけたうえで、その原因を解消するために何をすべきか、といった観点から立案されていないため、事業内容が潜在保育士の復職という目的に即した内容になっていないと考えられる。

他の事業についても言えることであるが、那覇市としては、一般財源が限られていることを理由として国や沖縄県が提示する補助メニューを活用した事業立案を推奨する方針が見受けられる。

勿論、補助メニューの活用を否定するものではないが、活用の順番を考慮されたい。

つまり、那覇市は、指導監査及び各種行政手続きを通して、国や沖縄県よりも保育現場の実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、潜在保育士が勤務しない原因（課題・ニーズ）を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項は無かった。

② 予算の執行

歳出執行状況表及び関連証憑を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。

（４） 補助金

① 交付目的

イ) 那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金交付要綱

保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上を図ることを目的とする。

ロ) 那覇市保育所等働き方改革支援事業補助金交付要綱

保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上及び保育士の就労環境の改善を図ることを目的とする。

なお、当該補助金については令和２年度の交付実績は無い。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記９．（１）、（２）を参照されたい。

4. 保育士確保対策事業（離職抑制分）

1. 事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

（2）事業の目的

保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童の解消に必要な保育士を確保することを目的とする。

（3）事業の内容

① 保育体制強化事業

保育に係る周辺業務を代わりに行う職員を雇い保育士の負担を軽減することで、就業継続及び離職防止を図る事業。

② 保育士年休取得等支援事業

年休等代替保育士を雇用する費用を補助することで保育士の年休取得日数等を増加させ、処遇向上により離職防止を図る事業。

③ 保育士休憩取得支援事業

保育所等に休憩保育士を配置することにより保育士等の適切な休憩時間を確保し、労働環境の改善による離職防止及び就職促進を図ることを目的とする事業。

【令和2年度実績】

① 保育体制強化事業：50 箇所を実施

② 保育士年休取得等支援事業：14 箇所を実施

③ 保育士休憩取得支援事業：38 箇所を実施

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

本事業は市が補助金を交付する事業であり、財源は、県支出金（保育士確保対策事業補助金、保育対策総合支援事業費補助金）及び市の一般財源である。

県と市の負担割合は以下のとおり。

① 保育体制強化事業

補助率：沖縄県 3/4、那覇市 1/4

② 保育士年休取得等支援事業

補助率：沖縄県 9/10、那覇市 1/10

③ 保育士休憩取得支援事業

補助率：沖縄県 9/10、那覇市 1/10

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	55,725	86,461	116,546
国庫支出金	－	－	－
県支出金	45,285	69,144	93,370
うち、ソフト交付金	20,952	25,794	35,770
一般財源	10,440	14,317	18,541
その他	0	3,000	4,635
予算執行額	53,439	81,443	－
予算執行率	95.9%	94.2%	－

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	81,443	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
①保育に係る周辺業務を行う職員を配置し保育士の業務負担軽減を図る	—	—
②保育士一人当たりの（増加）年休日数	2 日	3.8 日
③保育士が適切な休憩を取れるようにする	—	—

※②は担当課からのヒアリングベース。沖縄県の沖縄振興特別推進交付金事業（ソフト交付金）の成果目標として「2 日」が設定されている。那覇市の「子ども・子育て支援事業計画」においては①～③の具体的な成果指標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

（1） 成果指標

＜意見①＞成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標（上記 8. 参照）については、①、③の指標は具体的かつ客観性に欠けており、また、②の指標は「2 日」の根拠が不明であるため、いずれも成果指標としての合理性が乏しく事業の効果を測るのは困難である。

このような成果指標であるため、事業継続の判断基準（査定基準）も不明確である。本事業のうち、②保育士年休取得等支援事業、及び③保育士休憩取得支援事業については、令和 4 年度以降の実施計画の査定は、いったんゼロとなった。その後、令和 4 年度の当初予算において事業名を変えた新事業として計上すべく予算要求しているところであるが、事業担当部局と査定担当部局（企画財務部 企画調整課）との間の査定申請資料を確認したところ、事業の必要性について双方とも客観的なエビデンスを論拠として議論しておらず、沖縄県からの支出金の有無が事業継続の判断基準となっているように思われる。

査定基準は本来、エビデンスの裏付けに基づく成果指標の達成度をもって判断基準とすべきである。本事業の目的である「保育士の新規確保及び離職防止」の観点から合理的な成果指標を設定し、担当部局はもとより、査定を担当する市の財政当局及び市議会の三者で成果指標を共有したうえで、客観的なエビデンスに基づき事業を評価し、継続の可否を検討する体制を構築されたい。

また、他の事業についても言えることであるが、那覇市としては、一般財源が限られていることを理由として国や沖縄県が提示する補助メニューを活用した事業立案を推奨する方針が見受けられる。

勿論、補助メニューの活用を否定するものではないが、活用の順番を考慮されたい。

つまり、那覇市は、指導監査及び各種行政手続きを通して、国や沖縄県よりも保育現場の

実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、保育士の新規確保及び離職防止できない原因（課題・ニーズ）を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

上記 9.（１）のとおり、合理的な成果指標が設定されていないことから適切な効果検証がされているとは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

② 改善（A）

＜意見②＞課題解消のための施策検討

事業目的である「保育士の新規確保及び離職防止」の支障となっている主な原因（課題）については、現場担当レベルにおいても以下の３点であることを認識している。これは、沖縄県保育士・保育所総合支援センターが離職した保育士等に対して実施した調査結果や、他の事業で実施したアンケート結果、及びこれまでの様々な取組みを通しての認識である。

第１位「働き方・休み方（休みが取り辛い）」

第２位「職場風土（園の雰囲気）・人間関係」

第３位「給与水準」

このような課題を認識しているものの、保育士確保関連事業の多くが、これらの課題を根本的に解消するように設計されておらず対症療法的である。

とは言え、那覇市が行政の立場で「職場風土（園の雰囲気）・人間関係」の改善に関与することが望ましい形なのか、また、効果的な関与が実施できるかどうかは疑問の余地があろう。しかし、「働き方・休み方（休みが取り辛い）」と「給与水準」の改善については行政としての対応が効果的とも考えられ、ひいては「職場風土（園の雰囲気）・人間関係」の改善にも寄与しうると考えられる。

具体的に提言したい施策については、第５章 第１．全般的意見 7. を参照されたい。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「那覇市保育士確保対策事業実施要綱」、「那覇市保育士確保対策事業補助金等交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算 86,461 千円であったのに対し、予算執行額 81,443 千円となった。補助申請の計画未達による不用額である。

補助金の給付は、関連する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

（４） 補助金

① 交付目的

保育士の離職防止を図り、もって待機児童の解消に必要な保育士を確保することを目的とする。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記 9.（１）、（２）を参照されたい。

5. 保育士試験受験者支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

保育士資格取得者の拡充に取り組むことで、本市の喫緊の課題である保育士不足及び待機児童の解消を図る。

(3) 事業の内容

那覇市が主体となり、対象者向けに保育士試験に関する対策講座を委託により実施する。

【活動実績】

平成 28 年度受講生：97 名(第 1 期：49 名 第 2 期：48 名)

平成 29 年度受講生：58 名(第 1 期：33 名 第 2 期：25 名)

平成 30 年度受講生：43 名(第 1 期：18 名 第 2 期：25 名)

令和元年度受講生：40 名(第 1 期：24 名 第 2 期：16 名)

令和 2 年度受講生：53 名(第 1 期：31 名 第 2 期：22 名)

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1 結婚・妊娠・出産・子育てから就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

那覇市が主体となり、対象者向けに保育士試験に関する対策講座の委託事業である。

財源は、県支出金（保育士確保対策事業補助金）及び市の一般財源であり、負担割合は、沖縄県：9/10、那覇市：1/10 である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	1,958	1,641	1,657
国庫支出金	－	－	－
県支出金	1,762	1,476	1,491
うち、ソフト交付金	1,762	1,476	1,491
一般財源	196	130	166
その他	－	35	－
予算執行額	1,628	1,636	－
予算執行率	83.1%	99.7%	－

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	1,636	業務委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
特になし	－	－

※那覇市総合計画上は、関連施策の目標数値として「待機児童数0人」を掲げる。

※事業実施期間（平成28年度～令和2年度）における合格者数及び述べ合格科目数は以下のとおりである。

合格者総数(平成28年後期試験～令和2年後期試験)：19名

延べ合格科目数(平成28年後期試験～令和2年後期試験)：503科目

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業は、総合計画上の施策目標である「待機児童数0人」に向けた関連事業の一つとし

て立案された事業であるが、本事業としての成果指標は設定されておらず、事業の効果を適切に評価しているとは言い難い。

事業内容に鑑みれば本事業としての成果指標は受講者の「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」とすべきである。

ここで、事業実施期間（平成 28 年度～令和 2 年度）における受講者数、合格者数及び述べ合格科目数は以下のとおりである。なお、令和 2 年保育士試験(前期)筆記試験は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止となったため、対象となる受講者 16 名は除いている。

受講者数(A)：275 名

合格者総数(B)：21 名

延べ合格科目数(C)：527 科目

合格率(B/A)：7.6%

受講者一人当たり合格科目数(C/A)：1.9 科目

また、厚生労働省が公表する都道府県別の保育士試験受験者数・合格者数・合格率によれば、沖縄県の平成 28 年度（本事業開始年度）以降の状況は以下のとおりである。

	受験者(人)	合格者(人)	合格率
令和 2 年度	1,169	233	19.9%
令和元年度	2,075	336	16.2%
平成 30 年度	2,016	265	13.1%
平成 29 年度	1,802	265	14.7%
平成 28 年度	1,412	185	13.1%

（出典：厚生労働省 web サイト）

以上のとおり、本事業の保育士試験合格率は沖縄県平均の 6 ～ 4 割弱であり、本事業の存在意義に疑義が生じる状況であると言わざるを得ない。

以上を踏まえ、事業内容の再検討も含めた合理的な成果指標を設定されたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

＜意見②＞事業の効果検証及び改善方法

9.（１）で前述のとおり、本事業の成果指標が無いため PDCA は実施されておらず、結果として事業の効果検証及び改善が図られているとは言い難い。そこで以下のとおり提言する。

イ) 合理的な成果指標の設定

9.（１）で前述のとおり、本事業の成果指標として「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」を設定し、通常受験者との比較・検証による事業内容の改善を図られたい。

ロ) 本事業に係るニーズ調査の実施

本事業に係るニーズ調査を実施されたい。具体的には、「本事業の補助が無かったら保育士試験を受験しないのか」について受講者の意向を調査し、本事業の必要性も含めて PDCA に活かすべきである。

なお、「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」には、本計画の推進に関する課題として以下の記述がある。

本計画の達成に向けては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の確保が必要不可欠であることから、新規保育士の確保と離職防止に向けて、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、新卒者の確保や処遇改善につながる新たな事業などの検討も行うこととしました。(※下線は監査人による。)

本計画推進上の課題として「保育士の新規確保・離職防止・処遇改善」が挙げられているが、離職の原因や処遇に不満のある職場に、保育士を送り出すことは本来避けるべきである。したがって、保育士確保の施策としての優先順位は「離職防止・処遇改善」が「新規確保」よりも高いと考えるべきである。

本事業のニーズ調査に基づく必要性、及び事業の効果を検証し、事業継続の要否も検討されたい。

② 改善 (A)

9. (4) ④の＜意見④＞を参照されたい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

9. (4) ④を参照されたい。

② 予算の執行

業務履行報告書(実績報告書)を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。

(4) 委託契約

① 契約の概要

契約先	学校法人大庭学園
契約方法	一般競争入札(制限付き※) ※沖縄県内に保育士養成のための専修学校を有すること
契約期間	令和2年7月7日～令和3年3月31日

委託開始時期(委託通算年数)	平成 28 年 (5 年)
予定価格	1, 637, 900 円 (税込)
落札率	99. 9%
参加者数	1
予定価格積算方法	参考見積として契約先である学校法人大庭学園のみから徴収。同法人の見積金額を予定価格としている。
委託理由	不明

② 委託の必要性

<意見③>委託の必要性について

委託の必要について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討は行われていない。

上記 9. (1) で既述のとおり、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。

③ 業者選定方法の妥当性

一般競争入札（制限付き）の方法を採用しているが、平成 28 年度の事業開始から継続して学校法人大庭学園の 1 社入札により契約している。

この点、下記 9. (4) ④の<意見④>を参照されたい。

④ 積算方法の妥当性

<意見④>仕様書の内容について

本事業は平成 28 年の開始年度以来、学校法人大庭学園が継続受託している。一般競争入札であるが、入札参加資格として「沖縄県内に保育士養成のための専修学校を有すること」という施設基準の制限があることもあいまって、1 者入札が継続している。

また、同法人からの見積りが予定価格となっているが、仕様書に本事業に係る目標等は設定されていないため、見積りの積算根拠の妥当性を検討することは困難である。

本事業の費用対効果を検証可能としたうえで、さらに効果を向上させるために以下のとおり提言する。

まず、施設基準を緩和し、多様な事業者の応募を促すべきである。コロナ禍でニューノーマルとなったオンライン授業を活用すること、リアル講義は公共のホール・会議室等をレンタルすることにより、施設保有の必要性は格段に低くなっていると考えられる。

次に、合格率目標を仕様書に明記すべきである。そのうえで、費用対効果の観点から予算を増額することも検討されるべきである。

<意見⑤>委託費における一般管理費の算定方法

本事業の委託料に係る積算・見積資料を査閲したところ、見積合計額 1,489,000 円（税抜き）のうち、細目不明の事務管理費 300,000 円が計上されていた。

委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、その計上根拠に係る規程等はないとのことである。

委託料の積算にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。

そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上。ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます（※下線は監査人による。）

なお、経産省マニュアルにおいても一般管理費率の目安として 10%を用いているが、単に 10%と定めるだけでなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は実績に基づく数値であり、一定の客観性・合理性があることから市においても検討に値する。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

6. 認可外保育施設等保育の質向上事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部　こども教育保育課

(2) 事業の目的

保育従事者の保育の質の向上を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

(3) 事業の内容

認可外及び認可の教育・保育施設に従事する職員を対象に、保育の質及び児童の処遇向上に資するため、専門機関（講師）による、下記2つの研修を行う。

- ・那覇市保育士等キャリアアップ研修（保育士対象）
- ・認可外保育施設職員対象の質の向上研修（保育従事者対象）

なお、那覇市保育士等キャリアアップ研修については、対象項目の研修を修了することで、研修修了者が所属する施設に対し処遇改善に要する費用が加算されることになることから、研修受講のインセンティブがある。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1　子育てが楽しくなるまち「なは」　1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21　すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

「那覇市保育士等キャリアアップ研修」「認可外保育施設職員対象の質の向上研修」とともに、市が民間事業者に研修事業を委託することにより実施している。

財源の負担割合は、国が1／2、市が1／2である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	4,000	2,956	1,175
国庫支出金	2,000	1,478	587
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	2,000	1,478	588
その他	—	—	—
予算執行額	3,239	2,956	—
予算執行率	81.0%	100.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	2,956	事業者に対する委託料

8. 事業の成果指標

成果指標はない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標が設定されていない

担当課によると本事業の成果指標は設定されていないとのことである。

また、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの本事業の令和2年度成果目標欄には、「絵本の支給方法を工夫し保育実践に反映できる研修内容を設定することにより参加者の増を目指す。実践における保育士及び保育従事者の保育の質向上を図り、児童の福祉の向上に資する。」と記載されている。さらに、那覇市子ども・子育て支援計画においても、本事業は、「教育・保育の質の向上に関する事業」として位置づけら

れているものの、いずれも具体的な指標が設定されているわけではない。

従って、本事業の成果を測るための成果指標が必要である。本事業の目的は、保育の質の向上を図ることにある。本事業による研修受講者数が増えれば、保育の質が向上するといえることから、毎年の研修受講者数を成果指標とするべきである。また、研修内容が保育の質を向上させるために十分な内容か成果を測るために、研修受講者に対し研修の満足度を測るアンケートをとり、この満足度の割合を成果指標とすべきである。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

令和２年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの本事業の令和２年度の効果検証欄には「那覇市保育士キャリアアップ研修・・・３科目 参加人数 138 人」「認可外保育施設等保育職員対象の質の向上研修・・・年間 10 回実施 参加人数 158 人」「当初計画から感染拡大防止のため、事業の縮小を余儀なくされたが、一部の研修においてはリモートで行う等、工夫して事業を実施した。」と記載されている。しかしながら、成果指標が設定されていないことから、十分な効果検証がなされていない。

従って、今後は、「研修受講者数」及び「研修受講者の満足度の割合」を成果指標とした上で、効果検証を行うべきである。

② 改善（A）

前記のとおり、「研修受講者数」及び「研修受講者の満足度の割合」を成果指標とした上で、効果検証、改善提案を行うべきである。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する委託料の積算額については、委託事業者からの見積もりにより算定されており、それ自体は不適切ではない。もっとも、後記 9.（４）②に記載のとおり、「那覇市保育士キャリアアップ研修」については事業者による予算見積内容に不透明な点がある。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算が 2,956 千円であったのに対し、予算執行額は 2,956 千円となり、執行率は 100%であった。

（４） 委託契約

（那覇市保育士キャリアアップ研修委託業務）

① 委託先選定方法

指名競争入札である。

② 委託金額算定方法

＜意見②＞委託費積算の根拠となる見積書の内容が不十分

入札時に委託業者から 1,500 千円の見積書が提出されているが、研修項目ごとに 500 千円の単価が書かれているだけであり（研修項目が 3 つであるから 3×500 千円 = 1,500 千円）、費用見積が簡素に過ぎる。

入札当日の参加者が当該事業者のみであり、形式的な入札手続を経て、落札がなされているが、市は事業者に対し、落札後でも、費目ごとの見積りの提出を求めるべきである。

また、下記の「認可外保育施設等保育職員対象の質の向上研修」の業務委託仕様書には、「対象経費」の項目があり、「報酬、使用料（会場使用料、備品使用など）、交通費、その他必要な費用」という記載があるが、「那覇市保育士キャリアアップ研修」の業務委託契約書においては、経費に関する項目がない。市は、入札時に、事業者が経費ごとの見積りを出すように「那覇市保育士キャリアアップ研修」の業務委託契約書においても、経費に関する項目を設け、経費の費目範囲を明確にすべきである。

③ 委託先との契約

契約手続きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

（認可外保育施設等保育職員対象の質の向上研修委託業務）

① 委託先選定方法

一般競争入札である。

② 委託金額算定方法

委託業者の見積もりにより適切に算定されている。

③ 委託先との契約

契約手続きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

7. 認可外保育施設等の環境整備事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

認可外保育施設の保育環境の更なる整備改善を目的とする。

(3) 事業の内容

本事業は下記2つの事業を内容とするものである。

【指導監督基準維持継続事業】

認可外保育施設指導監督基準の維持継続のために、認可外保育施設の改修費を補助する。

【衛生環境向上事業】

認可外保育施設の害虫防除を専門業者へ委託し、年2回保育室、調理室の駆除を行う。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

【指導監督基準維持継続事業】

毎年、市内の認可外保育施設1施設に対し、施設改修整備費を補助している。上限額475万円。(1施設の補助上限額は500万円。市補助割合:9.5/10 施設の負担割合:0.5/10)

【衛生環境向上事業】

民間業者に委託し認可外保育施設の衛生消毒及び害虫駆除を行っている。委託事業者は指名競争入札により選定している。

なお、上記２事業とも、財源は沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	(参考) 令和３年度
予算額	7,531	7,269	7,253
国庫支出金	—	—	—
県支出金	5,271	5,815	5,802
うち、ソフト交付金	2,260	5,815	5,802
一般財源	2,260	1,454	1,451
その他	—	—	—
予算執行額	7,169	7,269	—
予算執行率	95.2%	100%	—

(2) 令和２年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
補助金	4,750	【指導監督基準維持継続事業】 認可外保育施設１施設に対する施設改修整備費の補助金
委託料	2,519	【衛生環境向上事業】 民間業者に対する委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
【指導監督基準維持継続事業】 保育従事者や保護者等を対象に、施設の改修等により保育環境の向上が図られたとする割合	80%以上	89.3%

【衛生環境向上事業】 保育従事者や保護者等を対象に、事業により保育環境の向上が図られたとする割合	80%以上	89.3%
---	-------	-------

※こどもみらい課によると、実績値の算定方法は以下のとおり。

① 指導監督基準維持継続事業

補助金交付先施設 1 施設の施設従事者 5 人、保護者 12 人、合計 17 人にアンケートをとり全員が「保育環境が向上した」と回答。

② 衛生環境向上事業

施設の衛生管理施工をした施設の施設長 11 人にアンケートをとり、うち 8 人が、「保育環境が向上した」と回答。

③ ①及び②のアンケート回答数の合計は 28 人であるところ、25 人が、保育の質が向上したと回答したことから、 $25 \text{ 人} \div 28 \text{ 人} \div 89.3\%$ と算定。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標の目標値の根拠が不明確

本事業のうち、指導監督基準維持継続事業の成果指標は、対象 1 施設につき、施設改修後に当該施設の保育従事者や保護者等を対象にアンケートをとり、施設改修等により保育環境の向上が図られたと考える割合であるところ、上記指標は、本事業の目的に沿うものであり妥当である。

また、衛生環境向上事業の成果指標も、衛生消毒及び害虫駆除後に施設の保育従事者にアンケートをとり、事業実施により保育環境の向上が図られたと考える割合を成果指標としており、上記指標も、指標自体は本事業の目的に沿うものであり妥当である。

もっとも、令和 2 年度の成果目標は上記割合を 80%と設定している。令和元年は成果目標 80%以上で実績は 89%（令和 2 年度沖縄振興特別推進交付金事業検証シート参照）だったにもかかわらず、令和 2 年度も昨年実績より低い数値を設定していることから、目標値が低すぎであり、目標として機能せず事業効果を正確に計ることができていない。担当課によると目標値を 80%以上とすることに合理的根拠はないことから、目標値は前年度実績を踏まえ当年度目標とすべき数値（例えば、90%と設定するなど）とすべきである。

また、衛生環境向上事業の活動目標として、「衛生消毒及び防虫駆除実施施設数 50 施設」が設定されている。対象施設数は 50 施設であるから、全施設における実施を目標としているということであり活動目標は妥当である。なお、令和 2 年度の実施数は 47 施設であるところ、残り 3 施設は実施を希望しなかったとのことである。

<意見②>アンケート回収率の向上

衛生環境向上事業について、衛生管理施工をした施設の施設長にアンケートをとって

るが、実施数が 47 施設であるのに対し、回答が施設長 11 人、つまり 11 施設からしかなく、回答数が少ない。こどもみらい課によると、「あくまでアンケートとして回答を依頼しているため、回答がない施設も多く、回収率が低くなっている。」とのことであるが、回答数が少ないと正確に実績を図ることができない。こどもみらい課におかれては、アンケート回答の必要性を施設長に説明した上、回収率が高まるよう努められたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

上記（１）のとおり、目標の設定値が低すぎることから、適切な効果検証ができないという問題に加え、下記の問題があった。

<意見③>PDCA 検証シート上の成果指標実績値の記載誤り

令和２年度に実施された本事業の効果については、令和２年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン、令和２年度沖縄振興特別推進交付金事業検証シート及び那覇市子ども・子育て支援事業計画における PDCA サイクルにおいて検証されている。上記アクションプラン及び検証シートにおいては、実績値が「90.9%」と記載されているが、こどもみらい課によると、「90.9%」は誤記であり、正しくは、「89.3%」とのことであった。

成果指標の達成後検証は PDCA サイクルの実施において重要であることから、検証資料における記載内容に誤りの無いように注意されたい。

② 改善（A）

<意見④>成果指標の達成度を踏まえた改善活動が実施されていない

上記アクションプランに記載された改善内容としては、指導監督基準維持継続事業が、「引き続き立入指導担当と情報共有を行い、改修が必要な箇所を施設長へ説明を行いながら実施する。」であり、衛生環境向上事業は、「施設の立入指導担当とともに、巡回の際に害虫が及ぼす被害や危険性に関する説明を行い、施設の良い衛生環境を維持継続できているかも確認し保育従事者の衛生環境について意識向上を図る。」とある。

効果検証受けた改善内容としては、「本事業（施設改修、及び衛生消毒・害虫駆除）の実施により」認可外保育施設の環境整備を更に改善させるような内容とすべきところ、アクションプランに記載された上記内容は、成果指標を踏まえたものとはいえ改善提案として適切とはいえない。

また、そもそもの成果目標値の設定が不合理であることから、この観点からも、適切な改善提案がなされているとはいえない。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

【指導監督基準維持継続事業】

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については、「那覇市認可外保育施設環境整備事業交付金交付要綱」「那覇市認可外保育施設環境整備事業実地要綱」に基づき、適切に算定されていた。（１施設あたり補助上限額である 5,000,000 円に基づき算定。）

【衛生環境向上事業】

前年度は入札で落札した業者からの見積書に基づき、予算積算を行っているところ、令和２年度も事業内容に変更はないため、前年度と同額程度と見込んで予算要求を行っており、特に不適切な点はない。

② 予算の執行

令和２年度の本事業予算が 7,269 千円であったのに対し、予算執行額は 7,269 千円となり、執行率は 100%であった。

（４） 補助金（指導監督基準維持継続事業）

① 交付目的

保育環境を安全にし、入所児童が快適に過ごせる施設とすることを目的とする。

② 申請、決定、交付の手續

<指摘①>補助金交付先選定過程が不透明

申請以前の段階で、当該年度の補助金交付先を選定するにあたっては、認可外保育施設の立入指導を行っているこども教育保育課から、やり取りしている施設のうち５施設ほど見繕ってもらって、これらの施設等に意向調査を行い、うち１施設に内諾を行った後に、当該施設に申請書を出してもらっている。

このような現状の補助金支出先の選定方法は、市民からみて不透明であり、補助金給付にあたって公平性を求める「那覇市の補助金に関するガイドライン」に反する懸念がある。

改修を希望する施設を公募する等、公平性を確保した上で補助金支出先を決定すべきである。

<意見⑤>補助金適正化チェックシートが作成されていない

補助金申請後の、決定、交付に係る手續に問題があるわけではないが、補助金適正化チェックシート（No. 1）が補助金交付前に作成されていなかった。

「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート（No. 1）

を作成することが義務付けられており、また、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート（No. 1）は事業に係る実施計画策定時に作成する運用としているとのことである。

事業担当課は、上記ルールに基づき、適切に補助金適正化チェックシート（No. 1）を作成する必要がある。

③ 補助金の交付時期

補助金交付時期は、交付要綱を遵守していた。

④ 事業実施後の実績報告

補助事業実施後に適切に実施報告がなされていた。

⑤ 効果測定

上記 9.（2）①に記載したとおりである。

（6）委託契約（衛生環境向上事業）

① 委託先選定方法

指名競争入札である。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

<意見⑥>委託費における一般管理費の算定方法

委託金額のうち、管理費相当分として直接事業費に 6%を乗じて算定しているが、係数として 6%を採用した根拠が不明であった。

まず、本委託契約における管理費相当分とは、委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、一般管理費計上根拠に係る規程等はないとのことである。

委託料の積算にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。

そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用

料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上。ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます（※下線は監査人による。）

また、一般管理費の算定ルールについても明確化する必要がある。経産省マニュアルにおいては一般管理費率の目安として10%を用いているが、単に10%と定めるだけでなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は実績に基づく数値であり、一定の客観性・合理性があることから、那覇市においても検討に値する。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

③ 委託先との契約

契約手続に瑕疵はなかった。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

8. 認可外保育施設支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保育の受け皿ともされている認可外保育施設の保育の質の向上及び入所している児童の処遇向上を図ることで、子育て世代の人口誘導につなげる。

(3) 事業の内容

本事業は下記3つの事業を内容とする。

【3歳児未満児補助金交付事業】

認可外保育施設に入所している3歳未満児の処遇向上に資するための教材・遊具、行事費等を助成する。助成額の上限は対象児童一人あたり1万円である

【認可外保育施設児童健康管理事業】

認可外保育施設の児童に対するぎょう虫検査（年1回）、尿検査（年2回）の実施

【認可外保育施設職員健康管理事業】

認可外保育施設の職員に対し、労働安全衛生法に基づく健康診断又は受診の必要を認める検査項目に係る費用の全部または一部を補助する。助成額の上限は職員一人あたり3,500円である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

昭和 58 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

【3 歳児未満児補助金交付事業】

認可外保育施設に対し、同施設が教材費等の支払いのために支出した費用について補助金を支給する。支給上限は、当該認可外保育施設に入所する 3 歳児未満児の数に 1 万円を乗じた金額である。

【認可外保育施設児童健康管理事業】

業者に対し、検査事業を委託する方法により実施している。

【認可外保育施設職員健康管理事業】

認可外保育施設に勤務する職員の数に応じ、同施設に対し補助金を交付する方法により実施している。

主な財源は上記 3 事業とも市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	12,008	7,515	7,464
国庫支出金	118	118	118
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	11,890	7,397	7,346
その他	—	—	—
予算執行額	9,225	6,714	—
予算執行率	76.8%	89.3%	—

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
補助金（3 歳児未満	3,017	認可外保育施設に対する補助金

児補助金交付事業)		
委託料（認可外保育施設児童健康管理事業）	2,919	委託業者に対する委託料
補助金（認可外保育施設職員健康管理事業）	778	認可外保育施設に対する補助金

8. 事業の成果指標

成果指標はない。

9. 監査結果及び意見

（1） 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおける本事業の成果目標欄には、「①3歳未満児の在籍施設への教材補助、②児童の尿検査費用等負担、③職員の健康診断費助成」との本事業の事業内容が記載されている。担当課によると、定量的な成果指標は設定されていないとのことであるが、事業効果を測るための数値的な成果指標を設定すべきである。

本事業は、認可外保育施設の保育の質の向上及び入所している児童の処遇向上を目的とするところ、3事業とも補助件数が増えれば、職員や児童の処遇向上に繋がるといえることから、「対象施設のうち上記補助を実施する施設の割合」を成果指標とすべきであり、成果目標としては100%を設定すべきである。

また、3歳児未満児補助金交付事業については、補助金交付後に、施設に対し、「教材購入により、保育の質が向上したか」についてアンケートをとり、「保育の質が向上したと回答した割合」を成果指標とすべきである。

（2） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

適切な成果指標が設定されていないため、適切な効果検証がなされていない。

② 改善（A）

適切な成果指標が設定されていないため、適切な効果検証、改善提案がなされていない。

（3） 予算の積算・執行

① 予算の積算

【3歳児未満児補助金交付事業】

単価 10,000 円は、「那覇市認可外保育施設支援事業実施要綱」に基づくものであり、人数は平成 30 年度実績に基づくものであって適切である。

【認可外保育施設児童健康管理事業】

単価（ぎょう虫検査 270 円、尿検査 360 円、事務手数料 400 円、尿パック 60 円）は前年度委託契約と同額であって前年度実績に基づくものであり、児童数は平成 31 年 4 月 1 日時点での児童数をもとに算定されており、適切である。

【認可外保育施設職員健康管理事業】

単価 3,500 円は「那覇市認可外保育施設支援事業実施要綱」に基づくものであり、人数は平成 30 年度実績に基づくものであって適切である。

② 予算の執行

令和 2 年度の本事業予算が、7,515 千円であったのに対し、予算執行額は 6,714 千円となり、執行率は 89.3%であった。補助金給付残の理由は、認可外保育施設利用児童数の減に伴う不用である。

（４） 補助金【3歳児未満児補助金交付事業、及び認可外保育施設職員健康管理事業】

① 交付目的

上記 1.（2）に記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続

＜意見②＞補助金適正化チェックシートが作成されていない

補助金の申請、決定、交付に係る手続に問題があるわけではないが、補助金適正化チェックシート（No. 1）が補助金交付前に作成されていなかった。

「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート（No. 1）を作成することが義務付けられており、また、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート（No. 1）は事業に係る実施計画策定時に作成する運用としているとのことである。

事業担当課としては、上記ルールに基づき、適切に補助金適正化チェックシート（No. 1）を作成する必要がある。

③ 補助金の交付時期

問題はみられなかった。

- ④ 事業実施後の実績報告
問題はみられなかった。

- ⑤ 効果測定
成果指標が設定されておらず、効果測定ができていないことは上記 9.（2）記載のとおりである。

（5） 委託契約【認可外保育施設児童健康管理事業】

- ① 委託先選定方法
一般競争入札で選定されている。
- ② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）
委託業者の見積もりにより適切に算定されている。
- ③ 委託先との契約
契約手続きに瑕疵はない。
- ④ 事業実施結果の検査
適切に検査がなされている。

9. ナハノホイク案内人（ナビィ）設置事業

1. 事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

（2）事業の目的

待機児童（保育所等への入所を希望しつつ、それがかなわない児童）の生成要因の一つに、教育・保育施設に関する十分な情報提供がないことが考えられる。認可外保育施設も含めたきめ細かい情報を市民に提供することで、保育に関する情報が適切に提供され、結果として待機児童数の減少にも寄与することを目的とする。

（3）事業の内容

認可外保育施設を含めた那覇市の教育・保育資源の最大活用のため、保育施設情報サイト（ナハノホイク）による情報発信を行うとともに、保育機会の情報を対面方式で提供する専門的職員（ナハノホイク案内人）を設置して、保育所に関する情報を求める方々にきめ細かい情報提供を行う。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 25 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、①業者との間に保育施設情報総合サイト運営委託契約を締結し、保育施設情報サイト（ナハノホイク）による情報発信を行うこと、及び②市が保育施設情報相談員（1 名）

として会計年度職員を直接雇用することにより、きめ細かい情報提供を行うこと、により実施されている。

財源は沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	4,706	5,193	—
国庫支出金	—	—	—
県支出金	3,322	3,761	—
うち、ソフト交付金	3,322	3,761	—
一般財源	1,384	1,432	—
その他	—	—	—
予算執行額	4,306	4,745	—
予算執行率	91.5%	91.4%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	1,841	保育施設情報相談員に係る人件費
職員手当等	304	同上
共済費	335	雇用保険料、社会保険料
旅費	120	保育施設情報相談員に係る通勤手当
委託料	2,145	ナハノホイクサイト運営業務委託料
使用料及び賃借料	0	タクシー使用料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
(前年の待機児童数からの) 待機児童数の減少割合	3%以上	61%減

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

＜意見①＞成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、待機児童数の減少割合である。本事業の最終的な目的は待機児童数の減少であるから成果指標は不適切とまではいえないが、待機児童数の減少には本事業の成果以外にも様々な要因があることから、待機児童数の減少割合のみで本事業の成果を測ることは困難である。現に、本事業では、待機児童減少割合の目標を平成30年度及び令和元年度は10%以上、令和2年度は3%以上と設定していたが、実績については平成30年度が31%減、令和元年度が81%増、令和2年度が61%減となっており、本事業の目標値との乖離が大きい。これは、本事業の目標値設定の問題のみならず、本事業の成果以外の要因（他事業の成果や、コロナ情勢下など）から待機児童数が減少（又は増加）しているからと考えられる。従って、待機児童数の減少割合以外にも本事業の成果指標を設定する必要がある。

本事業の成果指標としては、「保育施設情報サイト（ナハノホイク）の年間訪問者数の上昇割合」とする方が、より直接的に事業成果を測ることができる。年間訪問者数が上昇しなければ、周知方法に問題がないかなど改善提案へのフィードバックも可能である。従って、最終的な成果指標「待機児童数の減少割合」に加え、「サイトの年間訪問者数の上昇割合」も成果指標とすべきである。

また、「ナハノホイク案内人」については、「年間の相談対応件数」を成果指標とすべきである。なお、この点は、令和元年度包括外部監査においても同様の意見が付されている。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルにおいて検証されている。上記アクションプランによると、令和2年度の事業実施の効果検証の結論については、待機児童減少割合が61%減であり、目標値3%以上を達成した、またコンシェルジュ（ナハノホイク案内人）を活用し、保護者のニーズにあった施設を紹介することにより、入所調整をスムーズに行い、待機児童減少につながった、と結論づけられていた。この効果検証自体は妥当であるが、上記(1)で記載したとおり、待機児童減少割合の他に、サイトの年間訪問者数やコンシェルジュの相談対応件数も成果指標とした上で事業効果の検証を行うべきである。

② 改善 (A)

＜意見②＞事業終了後のフォローアップについて

上記アクションプランによると、「本事業は令和2年度で実施終了であり、「本事業は終了」ともならないコンシェルジュ配置はなくなるが、全職員できめ細やかな対応をすることによ

り市民サービスの低下を防ぐ。本事業の終了にともない、保育施設総合サイト「ナハノホイク案内人」は閉鎖となるが、内閣府が設置した子ども・子育て支援情報公開システム「ここ de サーチ」を活用し、市民への情報提供を継続する’、とのことである。今後はシステムが切り替わったことにより、「情報の充実度に低下が見られないか」「アクセスがしにくくなっているか」を調査し、サービス後退が認められるようであれば、市による運営再開を検討すべきである。

上記の「アクセスがしにくくなっているか」に関連するが、以前は、「保育園」のワード、及び那覇市内の地域名をインターネット上で検索したら、「ナハノホイク」が上位に表示されていたが、「ここ de サーチ」は、現在は、当該サイトそのものを検索しなければアクセスできない。サービスが開始して間もないのでやむを得ないのかもしれないが、担当課においても、定期的に、サイトへのアクセスしやすさの改善状況を調査すべきである。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

【保育施設情報サイト（ナハノホイク）運営】

サイト運営を委託した業者からの見積書に基づき、予算積算を行っている。

【専門的職員（ナハノホイク案内人）の設置】

「一般事務Ⅲ（保育施設情報相談員）パートタイム会計年度任用職員就労要綱」に基づき、適切に積算がされていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業当初予算が 5,193 千円であったのに対し、予算執行額は 4,745 千円となり、執行率は 91.4%である。執行残の理由は、人件費及びタクシー使用料等の実績残である。

(4) 委託契約（保育施設情報サイト（ナハノホイク）運営）

① 委託先選定方法

随意契約であるが、平成25年度に本サイトを開発した業者に引き続き保守管理を任せるものであり、随意契約の理由に不適切な点はなかった。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

委託業者の見積もりにより適切に算定されている。

③ 委託先との契約

契約手続きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

本事業に対する意見内容は

- ・ サイト「ナハノホイク」は業者側からは頻繁に更新されているが、市側からはあまり更新していないことから、市側も「那覇市からのお知らせ」を頻繁に更新すべきである。
- ・ 成果指標を待機児童数の減少割合だけでなく、ナハノホイクにおけるユーザー数の数値目標を設定したり、相談員の対応件数を数値目標として設定すべきである。
- ・ 保育施設情報相談員について周知を行うべきである。

というものであった。

2. 令和2年度における対応状況

一つ目の意見については那覇市からの更新頻度を上げるよう改善したとのことであり、三つ目についても、相談員設置の案内をサイト「ナハノホイク」に掲載し改善をはかったとのことであった。

もともと、二つ目の、より適切な成果指標の設置については、改善前に本事業自体が終了してしまい、改善を測ることができなかったということであった。

全体的には真摯に対応していると評価できる。

10. 病児保育事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保育所等に通所中の乳幼児等が、病気回復期にあつて集団保育の困難な期間に、病院等の付設された専用スペースで一時的にその乳幼児等を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童等の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

病児、病後児保育を必要とする児童を、適切な処遇が確保される施設（病院、保育所等児童施設）に預けることができるようにすべく、同施設に委託を行う。

委託先は、病児対応型が2施設、病後児対応型が1施設の合計3施設である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成8年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、県内3施設に委託する方法において実施する。

主な財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支出金（子ども・子育て支援交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は国 1/3、県 1/3、市 1/3 である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	51,166	52,352	57,891
国庫支出金	17,054	17,451	19,295
県支出金	17,054	17,451	19,295
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	14,118	13,921	16,292
その他	2,940	3,529	3,009
予算執行額	47,086	48,178	—
予算執行率	92.0%	92.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	48,178	委託先施設に対する委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
本事業の利用者数	2,387 人	1,407 人
対応施設数	3 施設	3 施設

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン及び那覇市子ども・子育て支援事業計画によると、本事業の令和2年度の成果目標は、利用者数2,387人、対応施設数3施設である。「利用者数」は、子育てと就労の両立支援を目的とする本事業の成果指標として妥当である。また、「対応施設数」についても、市内の病児保育の「対応施設数」が増えれば、「利用者数」が増える関係にあることから、成果指標として妥当である。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと

創生総合戦略アクションプラン及び那覇市子ども・子育て支援事業計画における PDCA サイクルにおいて検証されている。

令和 2 年度の成果指標実績については、対応施設は 3 施設で令和元年度以前の実績値と同数となったものの、利用者数はコロナの影響により 1,407 人となり令和元年度の実績値 3,054 人から激減した。令和 2 年度はコロナの影響のため、適切な効果検証ができていないが、やむを得ないといえる。

なお、厚生労働省子ども家庭保育課からの「新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和 2 年度）」と題する事務連絡（令和 2 年 7 月 10 日付、同年 9 月 30 日付、令和 3 年 1 月 4 日付）に基づき、本事業委託先への令和 2 年度の委託料を算定するにあたっては、令和元年度の利用者数をもって当該年度の利用者数とするものとされており、事業体制維持のための措置が執られている。

② 改善（A）

令和 3 年度は対応施設を 4 施設とすることを検討しているとのことである。前述のとおり、対応施設数が増えると利用者数も増えることが推測されることから、改善活動としては適切である。担当課としても、‘コロナ状況下において、令和 2 年度、及び令和 3 年度は利用者数が減少しているが、令和元年度までは利用者数は増加しており、コロナの影響を除けば今後も利用者は増加する見込みであるため、対応施設数の増設は必要である’とのことである。

なお、実際に、令和 3 年 10 月に対応施設数が 3 施設から 4 施設に増加した。これにより、それまで病児保育を実施していなかった小禄地区に対応施設が新設されることになり、市民の利便性が向上した。

<意見①>周知活動の徹底

本事業は子育て・就労の両立支援事業として、市民にとって利便性が高い事業である。本事業の存在を知らない、乳幼児をかかえる市民は、病児・病後児について保育園等の集団保育を利用できない場合は、やむを得ず仕事を休むことを選択する他ない。本事業を知っていれば、誰でも利用を希望するであろうが、現在は市民への周知が十分とはいえない。現在の周知方法は、那覇市 HP での案内、那覇市役所及び委託先 3 施設におけるチラシ・ポスター設置であるが、市民に十分な周知を行うために市内の全保育施設でチラシ・ポスターを設置するなど、徹底した周知を行うべきである。

令和 2 年度の利用者数の激減はコロナの影響であるとのことであるが、コロナ状況下においては、託児と併せて電話による見守り支援を行っており、コロナ禍にあっても事業が充実したものとなるよう配慮がされているところ、電話見守り支援は令和 3 度以降も継続されている。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和2年度の予算内示書の積算額を精査したところ、当初予算について、委託料の単価は「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、見込み人数は過年度実績に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業当初予算が52,352千円であったのに対し、予算執行額は48,178千円となり、執行率は92.0%となった。上記(2)①のとおり、コロナの特例措置が採られている。

(4) 委託契約

① 委託先選定方法

委託先である3施設とも随意契約である。

随意契約の理由は、本事業の業務委託にあたっては、当該施設が、病児保育事業実施要綱が定める施設要件を満たすことが前提となるところ、委託先は施設内設備、医療体制ともに要件を満たすのに対し、他に同様の施設がないことを理由とするものであり、随意契約の理由に不適切な点はない。

② 委託金額算定方法

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、適切に算定されていた。

③ 委託先との契約

<指摘①>事業完了報告書が提出されていない

本事業は委託契約書第8条1項において「事業完了報告書」の提出を定めているところ、委託先3施設中、2施設について「事務完了報告書」がなかった。この点、担当課としては、これら2施設から、「デイケア内訳書」や「小児デイケア損益報告書」の収支報告書の提出を受けていることから、これらが事務完了報告書に代わるものと認識していた。しかしながら、委託契約書第8条2項において、「事務完了報告書は委託業務の実績報告と当該業務にかかる収支報告を含むものとする」とされているところ、上記の提出書類は収支報告でしかなく不十分である。現に、3施設中残り1施設は、実績報告と収支報告を含む「事業完了報告書」を提出しているのであるから、前記2施設に対しても、収支報告だけでなく、実績報告を含む「事業完了報告書」の提出を求めるべきである。

④ 事業実施結果の検査

上記③に記載した他に、特段の問題は発見されなかった。

11. 一時預かり事業（認可）

1. 事業の概要

（1）担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

（2）事業の目的

一時的に保育に欠ける児童に対して保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図る。

（3）事業の内容

保育の実施の対象とならない就学前児童について、保護者の傷病、入院、災害、事故又は育児等に伴う精神的・肉体的負担の解消のため、若しくは勤務形態等により家庭における育児が困難となる等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育所で保育を実施するもの。

【令和2年度実績】

実施園8園 延べ利用人数 3,131人

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成22年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

交付対象は、一時預かり事業を実施する認可保育園である。

財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支出金（子ども・子育て支援交付

金)及び市の一般財源であり、負担割合は国・沖縄県・那覇市が各 1/3 ずつとなっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	21,829	24,666	32,494
国庫支出金	7,276	8,222	10,831
県支出金	7,276	8,222	10,831
うち、ソフト交付金	－	－	－
一般財源	7,277	8,222	10,832
その他	－	－	－
予算執行額	19,155	19,328	－
予算執行率	87.8%	78.4%	－

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	19,328	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
利用人数(延べ)	11,537人	3,131人

※「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」では、令和2年度の一時預かり実施園数 21 園と想定していたが、年度開始時に 13 園と予測修正。実際は保育士不足のため 8 園にとどまった。新型コロナの影響もあり利用者数も減少。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標である利用人数の目標値は、「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)の中で示されている。具体的には、「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生)」の結果、及び将来人口推計の減少率に基づいて算

定した「量の見込み 16,768 人」に対して、「確保の見込み 11,537 人」として設定されたものである。しかし、「11,537 人」の算定根拠は不明である。

また、本計画では、計画 5 年目の 2024（令和 6）年度において、人口減少により減少する「量の見込み」と事業実施施設の増加による「確保の見込み」が 16,129 人で一致している。ここで、本事業の目的は 1.（2）で既述のとおり、一時的に保育に欠ける児童に対して保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備することである。しかし、人口減少の結果、5 年目に一時保育ニーズが充足されるということは、計画開始から 4 年間は、「量の見込み」>「確保の見込み」で一時保育ニーズが充足されない状態が継続することになるため、事業目的の達成をどのように測ろうとしているのか不明である。

以上のとおり、現状の成果指標にはいささか疑問が残ることから、成果指標により合理性を持たせる施策を講じられたい。

具体的には、一時保育に対する①ニーズの把握（課題）、②ニーズに対して那覇市として提供するサービスのボリューム（課題の解消）について、那覇市が保有する住民データを活用されたい。詳細は、＜意見②＞で後述する「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前及び小学生）」に対する意見と重複するため、参照されたい。

＜意見②＞市民のニーズ調査方法について

那覇市では、本計画（第 2 期 那覇市子ども・子育て支援事業計画）の策定に先立ち、市民の子育て環境や教育、保育の利用状況についての要望・意見などを把握し、子ども・子育て支援施設の検討に活用することを目的として「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前及び小学生）」（以下、ニーズ調査という。）を実施し、その集計結果を平成 31 年 3 月に公表している。

このような調査の結果は、子ども・子育て支援関連事業の目標設定に寄与することが期待されるため、ニーズ調査の取組み自体は評価できる。しかし、調査対象の母集団の設定及びアンケート回収方法については以下のとおり改善されたい。

イ) 調査対象の母集団の設定根拠について

ニーズ調査の概要は以下のとおりである。

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童家庭	4,191 件	2,864 件	68.3%
小学生児童家庭	3,273 件	2,399 件	73.3%

一方、集計結果公表より約1年前の平成30年1月末時点における那覇市の年齢層別人口は以下のとおりである。(出典：那覇市ウェブサイト)

年齢層別人口 (平成30年1月末現在)

年齢・地域	那覇市 全体			(所管区域ごと)											
				本庁			真和志			首里			小禄		
	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
0～4歳	8,189	7,862	16,051	2,393	2,275	4,668	2,672	2,562	5,234	1,333	1,297	2,630	1,791	1,728	3,519
5～9歳	8,600	8,338	16,938	2,591	2,504	5,095	2,536	2,578	5,114	1,577	1,498	3,075	1,896	1,758	3,654
10～14歳	8,545	8,188	16,733	2,427	2,381	4,808	2,656	2,510	5,166	1,692	1,593	3,285	1,770	1,704	3,474

年齢層別人口データは、5年齢ずつの階層で集計されている。そこで、簡便的に「1年齢あたりの人数＝年齢層ごとの合計人数÷5」の算式により算定し、ニーズ調査対象である就学前及び小学生の人口を推定したのが以下である。

H30.1末	A	B	C	D=C/5		推定人口
年齢	男	女	総数			
0～4歳	8,189	7,862	16,051	3,210	a	就学前0～6歳 22,826 (a×4)+(b×2)
5～9歳	8,600	8,338	16,938	3,388	b	
10～14歳	8,545	8,188	16,733	3,347	c	小学生7～12歳 20,203 (b×3)+(c×3)

就学前及び小学生の推定人口に対する配布及び回収件数率は以下のとおりである。

	推定人口	配布件数・率	回収件数・率
就学前0～6歳	22,826	4,191 18%	2,864 13%
小学生7～12歳	20,203	3,273 16%	2,399 12%

本件調査は世帯ごとに実施しているため、1世帯当たり就学前ないし小学生が「2人」と仮定した推定世帯数(＝推定人口／2)、及び推定世帯数に対する配布及び回収件数率は以下のとおりである。

	推定世帯数	配布件数・率	回収件数・率
就学前0～6歳	11,413	4,191 37%	2,864 25%
小学生7～12歳	10,101	3,273 32%	2,399 24%

以上のとおり、就学前及び小学生の推定人口に対する回収率は12～13%、推定世帯数に対する回収率も24～25%といずれも低い。また、推定人口に対する配布率は16～18%、推定世帯数に対する配布率は32～37%であり、現状の配布数が調査の母集団として十分な量であるかどうか判断し難い。

そこで、母集団が十分かどうかの判断材料として那覇市が保有する住民データを活用されたい。具体的には、「世帯の家族構成」、「住民税納税額(共働きの有無)」、「保育園児数」、「幼稚園児数」、「在校児童・生徒数」といったデータをビッグデータ化して分析し、就学前及び小学生児童がいる世帯数を推定し、母集団の十分性の根拠とすることを検討されたい。

さらに、当該データ分析は、＜意見①＞で前述した成果指標の合理的な設定にも活用され

たい。つまり、分析結果を事業の成果指標となる「一時保育ニーズに対して那覇市として提供するサービスのボリューム」の設定根拠にすることに加えて、その根拠を補強するものとしてニーズ調査の結果を位置付けることが考えられる。

なお、住民データについては個人情報の特定や悪用されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

また、回収率（回答率）アップの観点からは、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法など、回答者の負担感を削減する方策を取り組まれたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

＜意見③＞PDCA が実施されていない

本事業に係る PDCA は実施されていない。

なお、本計画（概要版）において、本事業を含む第１期計画全体の評価として以下のとおり言及しているが、PDCA とは言い難い。

- ・第１期計画期間中における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の評価としては、半分程度の事業等が目標値を達成している。
- ・目標値未達成の事業等については、当初想定したより事業の進捗が見られなかったこと、第１期計画期間中に取り組み始めた事業等もあることから、目標値の設定が困難だったことなども要因として挙げられます。

一方で、第２期である本計画の推進に関する課題として以下の記述がある。

本計画の達成に向けては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の確保が必要不可欠であることから、新規保育士の確保と離職防止に向けて、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、新卒者の確保や処遇改善につながる新たな事業などの検討も行うこととしました。

（※下線は監査人による。）

本計画推進上の課題として認識している「保育士の確保・離職防止・処遇改善」の解消を成果指標として合理的に設定したうえで事業を立案し、PDCA により改善を図るべきである。

② 改善（A）

＜意見④＞事業の周知活動について

本事業が想定する一時保育のニーズを満たすことは、人口減少対策の観点から安心して子育てができる環境を整備するうえで不可欠であり、事業の充実と利用拡大を図ることは必要と考えられる。

本事業の担当者は、本事業の意義について「子育てすることが楽しい、と思える」ようにすることであると認識している。単なる一時的な預り保育のみならず、保護者が互いに悩み

を共有したり気軽に相談したりできるような空間を想定しており、とても有意義である。

このような空間の創造と併せて、利用拡大を図るためには、保育士不足の解消もさることながら、より利用しやすいサービス提供方法の工夫に加えて、核家族世帯の増加と地域のつながりが希薄な状況においてはプッシュ型で一時保育サービスの周知を図られたい。

<意見⑤>保育士以外の多様な専門家の活用

本事業は、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育所で保育を実施することに加えて、待機児童の受け皿としても機能している。そのため対応スタッフは基本的に「保育士」としており、令和2年度は保育士確保できなかったことが執行未達（不用）の理由となっている。

しかし、<意見④>で前述のとおり、本事業の意義を「子育てすることが楽しい、と思える」ようにすることであるとするならば、スタッフを「保育士」に限定した結果、本事業で対応しようがない保育士確保ができなかったことで不用が生じるのは妥当ではない。

そこで、保育士以外の多様な専門家人材を活用し、スタッフの勤務シフトを工夫するなど柔軟な事業を立案されたい。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「一時預かり事業実施要綱」、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「那覇市特別保育事業費補助金等交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算 24,666 千円であったのに対し、予算執行額 19,328 千円となった。保育士不足による実施園の減少、及び新型コロナの影響による利用者数の減少により不用額が生じている。

補助金の給付は、関連する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

（４） 補助金

① 交付目的

この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記 9. (1)、(2) を参照されたい。

12. 教育課程充実事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども教育保育課

(2) 事業の目的

市内就学前教育保育施設の質の向上を図るため、各園への訪問指導や職員に対する研修の企画運営、公開保育等を行う。

(3) 事業の内容

I. 保育の質向上を図る研修

1. 市内就学前教育保育施設の職員対象の研修（保育士、幼稚園教諭の資格免許の有無を問わず）（当初計画 29 回）

(1) 職務別研修

① 施設長・教頭研修

虐待防止、子育て支援について、重要事項とアセスメント等

② 保育士等研修（幼稚園教諭、保育士、調理員等対象）

虐待について、防災、小児保健、救急法、食中毒防止等

(2) 公開保育（当初計画 4 回）

市内の全就学前教育保育施設職員対象に地区別（本庁・真和志・首里・小禄）に分け、公開保育を実施。公開保育見学後、参加者間で協議し地域の保育士の学びの場とする。

2. 公立こども園、公私連携認定こども園の職員を対象の職務別研修（当初計画 25 回）

(1) 園長・教頭研修

幼稚園教育課程研修協議会協議主題について、幼児教育から小学校教育への円滑な接続について、指導案計画時の支援の在り方について等

(2) 保育教諭研修

週案の立案、理論・実技研修等

(3) 特別支援教育研修（担当教諭・ヘルパー対象）

特別支援教育について

(4) 初任者研修（公立こども園、公私連携こども園の採用 1 年目職員対象）

職務等に必要な事項、実践指導力と使命感等

(5) 2 年目研修（公立こども園、公私連携こども園の前年度初任者研修受講者対象）

課題研究の進め方、研究報告書の作成等

II. 訪問指導

1. 公立こども園・公私連携認定こども園移行支援訪問

令和2年度に移行した公立こども園4園を対象に年に2回、環境、教育、保育計画等について、各こども園を訪問し支援する。(当初計画8回＝4園×2回)

2. 公立こども園・公私連携認定こども園指導訪問

移行2年目以降の公立こども園、公私連携認定こども園35園を対象に4月～12月までの間に年1回、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」を基に教育保育内容の指導を行い、那覇市の幼児教育の質の向上を図るための指導訪問を実施する。

(当初計画35回＝35園×1回)

3. 新採用支援訪問

公立こども園の採用1年目職員を対象に、学級経営、教育課程、幼児理解等について、該当する職員1人あたり年間7回、巡回支援員が教育保育施設での実施指導を行う。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1 結婚・妊娠・出産・子育てから就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成18年度からの継続事業。なお、令和元年度よりこども政策課から管轄移行している。

6. 事業の実施形態

一般財源315,505千円のほか、特定財源である認定こども園使用料(3歳未満)28,449千円、及び、子ども・子育て支援交付金(対象経費について国・沖縄県・那覇市 各1/3負担の各4,174千円)を主な財源として実施する事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	274,846	360,298	432,885
国庫支出金	—	4,174	3,866
県支出金	—	4,174	3,866
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	274,846	315,505	390,528
その他	—	36,445	34,625
予算執行額	232,447	322,576	—
予算執行率	84.6%	89.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	194,524	会計年度任用職員基本報酬
給料	58,380	会計年度任用職員給料
職員手当等	50,263	会計年度任用職員期末手当
報償費	106	
旅費	3,627	会計年度任用職員費用弁償
需用費	11,085	消耗品費、印刷製本費
役務費	27	火災保険料、通信運搬費
委託料	615	
使用料及び賃借料	274	
備品購入費	3,675	教育備品

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
職務別研修（※1）	54 回	52 回
公開保育（※1）	4 回	0 回
訪問指導（※1、2）	43 回	39 回

※1 本事業の成果指標は明確に設定されていないため、上記1.(3)Iの各活動の当

初計画値を記載している。

※2 訪問指導の目標値は、上記 1. (3) II の 1. 公立こども園・公私連携認定こども園移行支援訪問の当初計画 8 回、及び 2. 公立こども園・公私連携認定こども園指導訪問の当初計画 35 回の合算したものである。実績値の 39 回は 39 施設に対するものである。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の目的は 1. (2) で前述のとおり「市内就学前教育保育施設の質の向上を図る」ことである。那覇市においては保育士確保が喫緊の課題となっているが、質の向上も同時並行で取り組むべき重要な課題である。

一方で、「質の向上」を目に見える形で測ることは困難を伴う。現状、本事業における各活動の当初計画（実施回数）を目標的なものとして扱っているが、研修の実施回数は活動指標にすぎない。研修の目的は保育士の教育の質を向上させることにあり、できるだけ多くの保育士が研修に参加してもらうことを目指すべきである。したがって、職務別研修については保育士の「受講者数」及び「受講率」を成果指標とされたい。

但し、「受講者数」及び「受講率」を向上させるにあたり考えられる以下のような障害の克服も併せて対応する必要がある。

イ) 保育士不足

保育士不足のため勤務時間内で受講機会を確保することが困難であると考えられる。

那覇市では開催時間や対象者を区別するなど工夫しており、この点は評価できる。

一方で、基本的に勤務時間内で受講することを推奨するにとどまり、認可外保育所の保育士に対しては勤務時間外の受講となることも多い状況であり改善を要する。具体的には、保育士と受入園児それぞれの人数をもとに、取得させるべき有給休暇や休憩に加えて質の向上を図るため研修受講等の時間も組み込んだ「業務シフトモデル」を作成したうえで、指導監査項目として実態がどの程度乖離しているかを確認し改善を促すことが考えられる。なお、「業務シフトモデル」の作成にあたっては、指導監査担当とも連携し、休暇や研修機会を合理的に組み込んだシフトが構築されている施設の事例を参考にするとともに、広く告知されたい。

ロ) コロナ禍

令和 2 年度は新型コロナ感染拡大防止のため、事業の縮小を余儀なくされたが、集合研修は同一内容の複数回実施や一部をオンデマンド研修にする等の工夫を行い、公開保育に関しては資料を配布し園内研修を促すなどして対応されている。

公開保育は、地域の保育士が一堂に会することで、意見交換の場となり、悩みを共有できるなど、その効用は高いが令和 2 年度は未実施であった。

コロナ禍のような非常時においても事業目的である保育サービスの質を確保するため、ニューノーマルとなった Web 会議システム等を活用し、事業の実効性を維持されたい。そのためには、非常時において予算使途をいかに機動的に変更していくかということも今後取り組むべき課題として認識すべきである。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

令和２年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン（以下、アクションプランと言う。）における本事業の令和２年度の評価・課題として「当初計画から感染拡大防止のため、事業の縮小を余儀なくされたが、集合研修は同一内容の複数回実施や一部をオンデマンド研修にする等の工夫を行い、公開保育に関しては資料を配布し園内研修を促した。」との記載があるが、上記９．（１）のとおり、成果指標が設定されていないことから適切な効果検証とは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

② 改善（A）

<意見②>ノウハウの引継ぎ方法について

アクションプランにおける本事業の令和３年度以降の展開方針等として「教育保育の質向上を図るため、事業を継続して実施する。また、リモート研修等、受講機会創出のため、受講方法の検討を行う。」と記載されており、「受講機会創出」という点については合理性がある。

加えて、研修や指導に関するノウハウを蓄積する体制を構築されたい。現状、担当者は随時共有しているという認識であり、その議事録等もある。これらの情報を次年度以降の担当者に引き継がれるような形に整備することで、研修・指導をより効果的かつ品質も持続可能にできると考えられる。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項は無かった。

② 予算の執行

歳出執行状況表及び関連証憑を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。